

林業経営体スマート林業支援事業実施要領

制定 令和5年3月31日 林第814号
最終改正 令和7年3月28日 林第784号

第1 事業の趣旨

市町村が森林経営管理制度を円滑に実施するためには、森林整備の受け皿となる林業経営体の安定的な経営と技術のある優れた職員の育成が必要である。

しかし、県内の林業経営体は零細な上、新規就業者の確保や技術者の育成、新たな技術導入など様々な課題を抱えている。

このため、林業経営体の生産性や安全性の向上といった課題の解決を図るため、ICTを活用したスマート林業技術等の導入を支援する。

なお、当該事業の実施に当たっては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及び岡山県林業振興事業補助金交付要綱（昭和41年12月26日付け林第522号。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、次のいずれかに該当する林業経営体とする。

- 1 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項により岡山県が公表した経営管理実施権の設定を受けることができる林業経営体
- 2 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条により、岡山県の認定を受けた林業経営体
- 3 岡山県育成経営体選定要領（令和元年6月19日付け、農林水産部長通知）第5の1の規定に基づき、林業経営体名簿に登録された林業経営体

第3 補助対象経費

- 1 補助対象とする経費は、次のとおりとする。
 - （1）ICT（情報通信技術）を活用したスマート林業技術等の導入経費（但し、他事業との重複補助でないもの）
 - （2）上記のスマート林業技術等は別表のとおり。

第4 採択基準

補助の対象となる技術等は、事業実施主体の生産性や安全性の向上といった課題の解決を図るためものとする。

第5 補助率及び補助上限額

- 1 補助率は、補助対象経費の1/2以内とする。
- 2 補助金の額は、1機器あたり、1,000千円を上限とする。

第6 事業計画書の作成等

- 1 事業実施主体は、事業計画承認申請書（様式1）に事業計画書（様式2）を2部添付し、別に示す日までに県民局長に提出するものとする。
- 2 県民局長は、提出された事業計画書の内容を審査した上で、別に示す日までに、林業経営体スマート林業支援事業計画について（様式3）に事業計画書を添付し、意見を付して農林水産部長に協議するものとする。

- 3 農林水産部長は、県民局長から協議のあった事業計画の内容について適当と認めるときは、林業経営体スマート林業支援事業における補助金額の配分について（様式4）により予算の範囲内で県民局長に補助金を配分する。
- 4 3の通知を受けた県民局長は、林業経営体スマート林業支援事業計画承認及び補助金の内示について（様式5）により事業計画を承認するとともに、農林水産部長から配分された額の範囲内で、事業実施主体に補助金の内示を行う。
- 5 承認された事業計画を変更する場合は、上記に準じて行うものとする。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

第7 補助金の交付事務

- 1 事業実施主体は、第6の4の規定による内示があったときは、要綱第3条の規定による補助金交付申請書を、速やかに県民局長に提出するものとする。
- 2 県民局長は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、様式6により事業実施主体に通知するものとする。
- 3 事業実施主体は、事業が完了したときは、要綱第9条の規定による実績報告書を県民局長に提出するものとする。
- 4 県民局長は、実績報告書の提出があったときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認められたときは補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 5 県民局長は、補助金の額を確定したときは、実績報告書の写しを付して様式7により知事に報告するものとする。

第8 事業の推進及び助言

- 1 事業実施主体は、本事業で導入した機材を使用した研修会を開催するなど、広くその活用、利便性のPRに努めること。
- 2 県民局長は、事業実施主体に対し、事業の円滑な実施を図るために必要な助言、指導、調整等を行うものとする。

第9 適正な管理等

事業実施主体は、事業成果報告書を第7の3の規定による実績報告書の提出に併せて、任意様式により報告するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和5年度事業から適用する。

附則

この要領は、令和7年度事業から適用する。

別表（第3関係）

補助対象となるスマート林業技術等
補助対象となるスマート林業技術等は下記のとおりとし、かつ、岡山県内での活用に限る。 ・森林調査（写真撮影、測量等）又は苗木運搬に用いられる無人航空機（無人航空機と一体的に用いられる解析用ソフトウェア、高性能パソコン等を含む） ・林内測量機器（GNSS受信機及び林内測量機器と一体的に用いられるソフトウェア等を含む） ・ICT生産管理関連ソフトウェア（施業提案、木材検収等） ・ICTを活用した有害鳥獣捕獲機材 ・林内通信機器（LPWA等） ・林業作業VR体験シュミュレータ ・チェーンソー用自動目立て機 ・その他、先端技術等を用いて生産性、労働安全衛生の向上に資する林業に使用される器具（汎用性の高いものを除く）

様式1（第6関係）

番 号
年 月 日

岡山県 県民局長 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

年度林業経営体スマート林業支援事業計画承認申請書

このことについて、林業経営体スマート林業支援事業実施要領第6の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 年度林業経営体スマート林業支援事業計画書
- 2 参考資料

様式2（第6関係）

〇〇年度林業経営体スマート林業支援事業（変更）計画書

1 基本的事項

事業実施主体	住 所： 名 称： 代表者：
連絡先	電 話： メー ル：
事業実施主体 の概要	主な業務： 年間事業量：

2 事業計画

（1）スマート林業技術等の導入による、事業体の課題解決を期待する効果

※事業体の課題、スマート林業技術等を導入後に期待する効果を記載してください。 ※導入機材がわかる既存資料（パンフレット等）を添付してください。

（2）取組内容と事業実施期間

取組内容	事業実施期間
※導入するスマート林業技術等をどのように利用するか、適切な使用が確認できる内容を具体的に記載してください。	

（3）導入するスマート林業技術等の詳細

機械・機器名	用途	規格・形式	数量	事業費 (円)	事業費の負担区分	
					自己資金 (円)	補助金 (円)
合計						

〔添付書類〕 カatalog、見積書等。

様式3（第6関係）

番 号
年 月 日

農林水産部長 殿

県民局長

年度林業経営体スマート林業支援事業計画について

このことについて、次のとおり、年度林業経営体スマート林業支援事業（変更）計画書の提出があったので、林業経営体スマート林業支援事業実施要領第6の2の規定により、意見を付して協議します。

記

- 1 申請者
- 2 年度林業経営体スマート林業支援事業計画（変更）承認申請書
別添のとおり
- 3 事業計画（変更）に対する意見

様式4（第6関係）

番 号
年 月 日

県民局長 殿

農林水産部長

年度林業経営体スマート林業支援事業における補助金額の配分について

年 月 日付け、第 号により協議のあった 年度林業経営体スマート林業支援事業（変更）計画は林業経営体スマート林業支援事業実施要領第6の3の規定により、下記のとおり配分する。

記

配分額 円

様式5（第6関係）

番 号
年 月 日

事業実施主体 殿

岡山県 県民局長

年度林業経営体スマート林業支援事業計画承認及び補助金の内示について

年 月 日付けで提出のあった 年度林業経営体スマート林業支援事業計画
については、これを承認します。

つきましては、次のとおり補助金を内示しますので、岡山県補助金等交付規則第4条の
規定により補助金等交付申請書を速やかに提出してください。

記

補助金内示額 円

補助金交付決定通知書

年 月 日付け、第 号で交付申請のあった 年度林業経営体スマート林業支援事業費補助金については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第5条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

年 月 日

岡山県 県民局長

記

- 1 補助金交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け、第 号で申請のあった 年度林業経営体スマート林業支援事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによる。

事業費	円
補助事業に要する経費	円
補助金の額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費内訳欄記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、岡山県補助金交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）、岡山県林業振興事業補助金交付要綱（昭和41年12月26日付け林第522号。以下「交付要綱」という。）、林業経営体スマート林業支援事業実施要領（令和5年3月31日付け林第814号）、その他関係する規程に従わなければならない。
- 5 補助金交付の条件は、前記に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - （1）別表に掲げる補助対象事業（この項において、以下「対象事業」という。）については、相互に補助金の流用をしてはならない。
ただし、一つの対象事業内における、事業種目の相互の流用にあつては、この限り

でない。

- (2) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、交付要綱第11条第2号に規定する耐用年数の期間内（以下「処分制限期間内」という。）に転用又は用途変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

また、知事の承認を受けて当該財産を転用又は用途変更したときは、当該財産につき交付を受けた補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならない。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたいときは、知事に協議することができる。
- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産が、処分制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなったときは、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産につき交付を受けた補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、処分制限期間内において、知事の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させられることがある。
- (6) 知事は、補助事業者が以上の条件に違反した場合（又は間接補助事業者が補助事業者の付した条件に違反した場合）は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

様式 7（第 7 関係）

番 号
年 月 日

農林水産部長 殿

県民局長

年度林業経営体スマート林業支援事業実績報告書の提出について

年度林業経営体スマート林業支援事業について、補助金の額を確定したので、林業経営体スマート林業支援事業実施要領第 7 の 5 の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 事業実施主体
- 2 補助金の確定額 円
- 3 事業実績報告書 別添写しのとおり